

審議した主な議案

平成19年度一般会計補正予算(第2回)

平成19年度一般会計補正予算(第2回)は、6月1日の本会議で予算特別委員会に付託し、18日の委員会で審査しました。歳入歳出の総額に、千68万6千円を追加し、総額を34億4千610万6千円とするものです。

補正の主な内容は、義務教育就学児医療費助成事業に要する経費、問題を抱える子ども等自立支援事業に要する経費、青色防犯パトロール事業に要する経費、貫井かしのき公園花壇等に要する経費、可燃ごみ処理委託料(事業系緊急対応分)などです。

義務教育就学児医療費助成事業に要する経費は、平成19年10月1日から義務教育就学期の児童を養育している方に対し、児童に係る医療費の一部を助成するものです。

問題を抱える子ども等自立支援事業に要する経費は、従来のスクリーニングサポートネットワーク整備事業が、問題行動に対する行動連携推進事業に統合されることを受けて、問題を抱える子ども等自立支援事業委託金に事業を組み替えることによるものです。

青色防犯パトロール事業に要する経費は、平成19年度東京都新規事業の青色防犯パトロール事業補助金を活用して通常業務を通じた市内防犯パトロールにより、防犯効果をより高めるため、庁用車両10台に青色回転灯を装備するものです。

貫井かしのき公園花壇造成等に要する経費は、貫井かしのき公園に花壇を整備するため、消耗品の購入、花壇の造成などを行うものです。



高架化によって新しくなった東小金井駅舎

可燃ごみ処理委託料(事業系緊急対応分)は、国分寺市に処理を委託している事業系のごみが、処理しきれなくなった場合に、民間処理施設に処理を委託するものです。

26日の本会議では、採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決しました。

賛成討論(要旨)

露口哲治(自由民主党)

市は医療費の助成に努めてきたが、今回は更なる子育て支援の推進として、小中学校医療保険の自己負担3割のうち1割を助成することとした。都と多摩地域の財政格差はあるものの、少子化、子育て支援の市民サービスとしては喜ばしいこと。その他、事業系ごみ処理委託、一時保育の充実や安全・安心まちづくり対策、児童遊園・子供広場管理に要する経費などがあり、特段の非難を受けることの無い補正予算といえる。

賛成討論(要旨)

紀 由紀子(公明党)

まず第1に義務教育就学児医療費助成事業に要する経費。現行3割の医療負担を2割にするので都と市が各2分の1負担する。医療費の助成は子育て支援策として必要である。第2に青色防犯パトロール事業補助金。子どもたちの安心安全のため犯罪の抑止力となる。第3にごみ減量啓発に要する経費。他市に広域支援を頂いている中で大事である。第4に児童遊園・子供広場維持管理に要する経費。以上の点で市民に必要と考え賛成だ。

賛成討論(要旨)

水上洋志(日本共産党)

今回の補正予算には、日本共産党が何度も拡充を要望してきた、一時保育の事業が1園で新たに実施される予算や義務教育終了前までの子ども医療費軽減に関する予算が計上されていること。また、新たな市民負担増となる内容がないことが賛成の主な理由である。しかし、住民税増税などで市民生活が大変なとき、低所得者への対策など、市が市民生活を応援する施策を講じることが、本来求められる。今後の対策強化を要望する。

平成19年度一般会計補正予算(第3回)

補正の主な内容は、ごみ減量啓発に要する経費と、麻しん・風しん混合予防接種に要する経費などです。

ごみ減量啓発に要する経費は、ごみ減量を推進するため、市民の方が購入する生ごみ処理機の補助金の申請件数が、すでに当初の見込件数を超過し、今後多くの申請が見込まれることから増額補正を行うものです。

麻しん・風しん混合予防接種に要する経費は、市内在住の、麻しん・風しんワクチン未摂取及び未罹患の幼児、小・中学校児童・生徒を対象に、公費負担による予防接種等を行うものです。

26日の本会議では、採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決しました。

賛成討論(要旨)

高木真人(自由民主党)

第一に麻しん流行の緊急対策として幼児、児童、生徒への感染予防対策費(公費負担)が含まれています。第二に予想をはるかに上回

る勢いで「生ごみ処理機」が家庭内に急速に普及しています。それに対応するため新たに千台分追加する補正が組み込まれています。昨年10月に「ごみ非常事態宣言」を発していますが、補助金の有効活用により、更なるごみ減量施策に全力で取り組まれることを期待します。

賛成討論(要旨)

森戸洋子(日本共産党)

要望していたはしかの公費助成、生ごみ処理機の助成制度が新たに計上されたことは積極的である。しかし、生ごみ電動処理機について市議会議員が、特定業者を引き合わせていたことが明らかになったが、小金井市が紹介を受けた特定業者の処理機を必要なた事務手続を経ずに展示する対応は、あつてはならない。市長は不適切な対応だったと認めましたが、今後このようなことがないようにすべきである。

廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

可燃ごみの中で、家庭から排出されるごみは、大幅に減量されていますが、事業者から排出されるごみの減量が微減となつてきていることから、事業者からのごみの発生抑制及び資源化の向上と更なるごみ減量をするために条例の改正をします。

改正内容は、平成19年10月1日から廃棄物処理手数料を「市長が収集、運搬及び処分したものを1kgにつき31円から49円(該当する事業者なし)」「市長の指定した場所に搬入したものを1kgにつき

20円から38円とするものです。本会議では、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決しました。

私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正の主なものは、認定こども園制度開始に伴う補助対象者の変更は、私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者のほかに、私立保育所型認定こども園と私立地方裁量型認定こども園に在籍する幼児の保護者にまで拡大するものです。

所得基準額の変更は、地方税法の改正を踏まえ、補助金交付の対象となる所得基準額を引き上げるものです。

本会議では、採決の結果、原案のとおり可決しました。

市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

この条例の改正内容は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正による規定の整備で、独立行政法人郵便貯金等の固定資産税の課税標準は、固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするものと新たに規定されたため、条例を整備したものと、相続等により取得した居住用財産の買い替え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の廃止に伴う規定の整備です。

本会議では、採決の結果、原案のとおり可決しました。

義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

この条例は、義務教育(小学校1年生から中学校3年生までが対象)の児童・生徒の医療費の一部を助成し、養育者の負担の軽減を図るものです。医療費の助成の対象者は、所得制限の条件はありませんが、健康保険対象者の医療費がかかった場合に、通常、小学生以上の自己負担割合は3割ですが、1割を市と東京都が2分の1ずつ助成し自己負担割合を2割とするものです。

本会議では、採決の結果、原案のとおり可決しました。

国民健康保険条例の一部を改正する条例

今回の改正は、上位法令である健康保険法等の一部を改正する法律が改正されたため、規定を整備するものです。

主な内容は、乳幼児に対する一部負担金割合2割の対象年齢が、現行の3歳未満から義務教育就学前までに拡大、70歳以上の高齢者の一部負担金割合が、現行の1割から2割に見直されることです。

本会議では、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決しました。

下水道条例の一部を改正する条例

下水道法施行令の一部が改正され、亜鉛の下水道への排出基準が1ℓにつき5mg以下から2mg以下に強化されたことに伴い、規定を整備するために改正するものです。

本会議では、採決の結果、原案のとおり可決しました。